

障発第 0403008 号
平成 18 年 4 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



知的障害児施設入所者の地域生活への移行の促進について

標記については、平成 5 年 4 月 1 日児発第 309 号厚生省児童家庭局長通知「知的障害者援護施設等入所者の地域生活等への移行の促進について」により取扱いを定めてきたところであるが、今般、標記について、新たに次のとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日より適用することとしたので、留意の上その取扱いに遺漏なきを期せられたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 5 年 4 月 1 日児発第 309 号厚生省児童家庭局長通知「知的障害者援護施設等入所者の地域生活等への移行の促進について」は廃止する。

第一 趣旨

知的障害児施設は、その機能・役割の一つとして、指導・訓練を行い、社会復帰を図ることがあるが、現状においては、これらの施設における指導・訓練を経て地域生活に移行するケースが少なく、入所期間が長期化している。

その原因としては様々なものが考えられるが、そのうち当面、施策面での対応により事態の改善に資すると考えられる事項につき、運用を見直すこととしたものであり、これにより、入所者の地域生活等への移行の希望の実現を図ることとしたものであること。

第二 知的障害児施設における入所児童の取扱いについて

1 趣旨

知的障害児施設に入所している措置児童について、退所して地域で暮

らすことが可能な状態であるにもかかわらず、一度施設を退所してしまうと、仮に地域での生活の継続が困難となった場合にも再入所できなくなるのではないかとの不安から退所を希望しないケースがある。この不安を解消し、地域生活への移行を促進するため、2に定める措置を講ずる。

2 措置

- (1) 地域生活の継続が困難になった時点（ただし、退所から3年以内の期間に限る。）で18歳未満の場合、元の知的障害児施設への再入所措置を優先的に行うことが可能であること。
- (2) 地域生活の継続が困難になった時点で18歳以上の場合、「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18年4月3日障障発第0403004号障害福祉課長通知）に基づいた取扱いを行うことが可能であること。

ただし、知的障害児施設に入所している措置児童が施設を退所するにあたり、その者の状況等からして地域生活の継続が困難となった場合に、元の知的障害児施設に戻ることを望ましいと想定されるケースについては、施設退所時の当該措置児童の年齢にかかわらず、「児童相談所運営指針の改正について」（平成17年2月14日雇児発第0214003号雇用均等・児童家庭局長通知）による児童相談所運営指針第4章第4節の3(3)にいう、特別の理由がある場合として、おおむね6か月程度の期間内で措置停止の手続きを行うことができるものであること。